



職員の懲戒処分について

配布日時：2026年7月15日 14時
国立研究開発法人物質・材料研究機構

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という）は、職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象者及び処分内容
定年制職員 「諭旨退職」

2. 処分理由
病気休暇の取得に使用する目的で、医療機関が発行した診療費請求書兼領収書の日付を改ざんして変造し、当該変造した医療機関が発行した診療費請求書兼領収書を機構に提出し、これにより、虚偽の病気休暇を11日分申請し、当該11日分に係る給与233,073円を不正に受給した。

3. 実施日
2026年6月29日

（理事長コメント）

当該職員が行った行為は、病気休暇の申請に際し書類を改ざんの上、虚偽の申請を行い、不正に給与を受給したものであり、機構及び社会に対する背信行為であり、決して許されるものではないことから、厳正な処分を行いました。

当機構職員がこのような事態を起こしたことは極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構としては、今回の事態を重く受け止め、職員の遵法意識及び規範意識の徹底を図るとともに、休暇申請手続の確認の強化等を一層推進し、再発の防止に取り組んでまいります。

国立研究開発法人 物質・材料研究機構 理事長 宝野 和博

問い合わせ先：

国立研究開発法人 物質・材料研究機構
人事・総務部門 人事室長
電話：029-859-2267